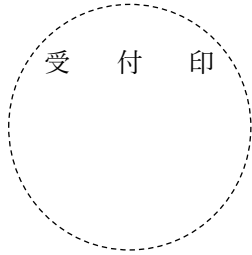


# 町税等の相続人代表者指定届 兼固定資産現所有者申告書

令和 年 月 日

雨竜町長 白川久純様



《届出人》住所

氏名

(自署・押印)

印

電話番号

次の被相続人にかかる徴収金の賦課徴収（滞納処分を除く）及び還付に関する書類を受領する代表者を下記のとおり指定したので、地方税法第9条の2第1項の規定により届出します。なお、この届はその他の相続人に記載している相続人から、書類の受領に関することについて委任を受けて届出するものです。

また、固定資産課税台帳に登録されている下記の所有者が死亡したため、雨竜町税条例第74条の3に基づき地方税法第384条の3に規定する「現所有者」の代表を次のとおり申告いたします。

## 被相続人（亡くなられた方・固定資産課税台帳上の所有者）

死亡時の住所	<input type="checkbox"/> 届出人と同じ		
氏名	相続開始年月日 (亡くなられた日)	年	月 日

## 相続人代表者（固定資産の現所有者の代表） ※今後、納税通知書等の送付先となります。

住所	<input type="checkbox"/> 届出人と同じ <input type="checkbox"/> 被相続人と同じ		
ふりがな 氏名 (自署・押印)	被相続人との続柄	印	
生年月日	明・大・昭 平・令 年 月 日	電話番号	

## その他の相続人（法定相続人として相続の権利を有する方）

氏名（自署・押印）	被相続人との続柄	住所
印		<input type="checkbox"/> 届出人と同じ <input type="checkbox"/> 被相続人と同じ
印		<input type="checkbox"/> 届出人と同じ <input type="checkbox"/> 被相続人と同じ
印		<input type="checkbox"/> 届出人と同じ <input type="checkbox"/> 被相続人と同じ
印		<input type="checkbox"/> 届出人と同じ <input type="checkbox"/> 被相続人と同じ

## 法務局における相続登記について ※該当するものを✓（登記予定の場合は予定年月を記入）。

<input type="checkbox"/> 登記済	<input type="checkbox"/> 登記予定（ 年 月頃）	<input type="checkbox"/> 登記未定
------------------------------	--------------------------------------	-------------------------------

※この届出は登記が完了するまでの間の被相続人に係る固定資産税に関する手続きのためのものであり、実際の相続に影響するものではありません。

※裏面の注意事項をよく読んで記入、ご提出ください。

## 提出の際の注意事項

### 1. 相続人代表者指定届とは

- ・故人に送付される税金の賦課徴収及び還付金に関する書類を受け取る人（相続人代表者）を指定していただく届出です。
- ・納税義務者が死亡した場合、相続人全員へ納税義務が承継されます。
- ・相続人代表者はあくまで手続き上の代表者であり、相続人代表者だけに納税の義務が承継されるわけではありません。
- ・被相続人に固定資産の所有がある場合に「固定資産現所有者申告書」を兼ねたものとして取扱います。
- ・被相続人に対して現在賦課されている税目及び今後賦課される税目のすべてに本届出を適用させていただきます。税目により別の相続人を代表者として指定したい場合には、出納室税務会計担当にお問い合わせください。

### 2. 記入上の注意点

- ・届出人、相続人代表者、その他の相続人の氏名は本人自署にてお願いします。本人自署が困難な場合、本人の了承を得ていただければ代筆でも構いません。
- ・押印は認印でかまいません。
- ・その他の相続人（法定相続人として相続の権利を有する方）には、相続人全員についてご記入ください。
- ・その他の相続人欄が足りない場合は別紙（任意様式）に記載、押印して添付してください。
- ・相続を放棄された方、限定承認された方がいらっしゃる場合は、家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」もしくは「相続放棄申述証明書」の写しを添付してください。（相続を放棄された方については、本届のご記入は不要です。）

### 3. 添付書類

- ・本届の提出にあたっては相続人全員の本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。
- ・雨竜町外にお住まいの方、被相続人と別世帯の方、被相続人と同居していた配偶者・子以外の相続人の方は、相続人であることを証明する書類（戸籍謄本、法定相続情報一覧図、遺産分割協議書、遺言書等）の写しを添付してください。
- ・遺言により法定相続人以外の方が相続される場合には、遺言書の写しをご提出ください。

#### 《本人確認書類の例》

《いずれか1点》 ※官公署が発行した証明書等で本人の写真の貼付があるもの

運転免許証、パスポート、マイナンバーカード（表面）、住基カード（顔写真付）、障害者手帳（交付10年以内のもの）・精神障害者保健福祉手帳（顔写真付）・療育手帳 など

《上記がない場合、次のいずれか2点》

※法令により交付された書類で氏名および生年月日または住所が記載されたもの

健康保険証、後期高齢者医療被保険者証、介護保険被保険者証、年金手帳・年金証書 など

#### (参考) 民法 法定相続分

第九百条 同順位の相続人が数人あるときは、その相続分は、次の各号の定めるところによる。

- 一 子及び配偶者が相続人であるときは、子の相続分及び配偶者の相続分は、各二分の一とする。
- 二 配偶者及び直系尊属が相続人であるときは、配偶者の相続分は、三分の二とし、直系尊属の相続分は、三分の一とする。
- 三 配偶者及び兄弟姉妹が相続人であるときは、配偶者の相続分は、四分の三とし、兄弟姉妹の相続分は、四分の一とする。
- 四 子、直系尊属又は兄弟姉妹が数人あるときは、各自の相続分は、相等しいものとする。ただし、父母の一方のみを同じくする兄弟姉妹の相続分は、父母の双方を同じくする兄弟姉妹の相続分の二分の一とする。